

瑞浪市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
大川	瑞浪市陶町大川813番地2先	瑞浪市が実施する一般旅客自動車運送事業(陶地区デマンド交通)の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	瑞浪市地域公共交通協議会において、令和7年7月10日合意済み
大川団地前	瑞浪市陶町大川106番地先			
水上	瑞浪市陶町水上254番地2先			
樋の下	瑞浪市陶町水上字上日向79番地1-1先			
陶町口	瑞浪市陶町猿爪48番地4先			